

## 事件報道から学ぶ(偽造在留カード密輸事件)

留学生の皆さんには、学校での授業以外にも学ぶ手段が色々あると思います。

例えば、世の中で起きている事象を題材に分析を試み、得た知識を身につけ自身の成長に役立たせることなどです。これは、金もかからず、大きな教育効果をもたらすはずです。

そこで、今回から「留学生の机」と銘打ち、最近の事件報道を素材にして、留学生の皆さんと考える場を設けることとしました。

今後、皆さんに役立つ素材が見つかり次第、こうした場を提供していきたいと思います。

そこで、初回は、本年2月7日に新聞報道された、「中国人留学生の偽造在留カード密輸事件」を取り上げます。

記事によると、27歳の容疑者は、今年の1月、北京から航空機で羽田に入国する際、偽造の在留カード計93枚を複数のスーツケースに隠して密輸入しようとしたところを税関職員に見つかり、関税法違反(無許可輸入未遂)として警察に現行犯逮捕されました。

逮捕された留学生は、容疑を否認し、「人に頼まれて預かっただけ・・・」と話しているようですが、偽造カードは、ホログラムを模倣した印刷が施されるなど本物そっくりの精巧なもので、中国人やベトナム人の顔写真が貼られており、大半のカードには、あらゆる仕事に就ける「就労制限なし」の印字がしてあったといえます。

また、容疑者が持っていたスーツケースには、在留カードの他に偽造の運転免許証や、データの入っていない「生カード」1150枚も入っていたということです

さて、この事件から考えられることは、

- ・ 偽造在留カードを、日本にいる不法滞在、不法就労している外国人に売ろうとしていた
- ・ そうした物を欲しがる外国人が多数いる
- ・ 組織的な偽造、密売グループがあり、中国人やベトナム人の中には、偽造グループに自分の顔写真を提供した者がいる
- ・ 国内にも、在留カードや免許証の偽造拠点がある

ということです。

については、留学生の皆さんに注意していただきたい点があります。

まず、こうした偽造、密売グループに易々と巻き込まれないようにして下さい。

知らない者から、「いいバイトの話がある」「学校に行きながらお金が手に入る」といった甘い言葉をかけられ、近づいてきて、「名前だけ使わせてくれればい」とか「資格を取るため必要だから顔写真をメールで送ってくれ」という誘い込みが考えられます。

SNSを通じ、あるいは求人募集サイトを利用して呼びかけてくるかもしれません。もし、こうした誘いを耳にしたとき、目にしたときは、学校の教職員、先生方にすぐに報告をして対処して下さい。

事件報道に関しては以上ですが、次に、在留カードについての保守管理について述べます。まず、在留カードの携帯義務についてです。

在留カードは、日本に中長期間在留する者に法務大臣から交付され、留学生を含め該当する外国人には、入管法により常時、真正な在留カードを携帯する義務が課せられています。

そのため、入国警備官、警察官から在留カードの提示を求められた場合には、これを提示しなければなりません。

これは、日本に適法に在留する者であるか否かを確認するためで、不携帯の違反者には罰金刑が科せられる規定になっています。

仮に、留学生の皆さんが、在留カードを持たないで外出し、たまたま警察官から声をかけられ、あわててその場から立ち去ったとします。

すると、警察官は、余計に不審に思い、組織力を使ってでも逃げた者を探し出すことになるでしょう。状況次第では、取調べを受けて立件化されてしまうかもしれません。

では、前の想定のような場合、どうしたらいいのでしょうか。

あってはならないことですが、在留カードの不携帯で警察官の職務質問を受けた場合、決してその場から逃げたりせず、在留カードの携帯義務違反を詫びたうえ、在留カードの所在を説明し、現物を確認してもらいましょう。

続いて、在留カードの紛失防止についてです。

在留カードを落とさない、亡くさない工夫が必要です。

カードをカバンの中に入れてままで持ち歩いたりすると、そのカバンを置き忘れ、あるいはカバンごと盗まれるなどの危険があります。

そこで、カードを定期券入れのような穴の開いたカードケースに入れ、穴に細紐を通し、それを上着の内ポケットに縫い付けたナス管に決着しておけば、落としたり、亡くしたりはしないでしょう。

上着をつけない夏場は、ズボンのポケットにナス管を縫い付け、決着しておけば安心です。

最後に、在留カードに関する記載事項の変更についてです。

住所の変更があった場合には、引っ越しした日から14日以内に、旧住居地の市役所（区役所）で転出届をして、新しい住居地の市区村の窓口で転入届を行います。

この手続きを怠ると、入管法違反となり、罰金刑を科せられる規定がありますので注意しなければなりません。

また、在留カードを紛失した場合には、その事を知った日から14日以内に、在留カードの再発行を住居地管轄の地方入局管理官署に申請し、再発行を受けなければなりません。